

石川県公報

平成26年3月3日(月曜日)

号 外

(第20号)

目 次

○平成26年度前期技能検定実施公告
(労働企画課) 1

○平成26年度随時技能検定実施公告 (同) 5

公 告

平成26年度前期技能検定実施公告

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、平成26年度前期技能検定の実施について、次のとおり公告する。

平成26年3月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 等級別の実施検定職種

(1) 1級及び2級

1級及び2級の検定職種のうち前期(平成26年4月1日から同年9月30日までの期間をいう。以下同じ。)に実施するものは、次の表の左欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものは、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
造園	なし	なし
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業法	鋳鉄鋳物鋳造作業
金属熱処理	全科目	全科目
機械加工	旋盤加工法、フライス盤加工法、研削盤加工法、歯切り盤加工法及びマシニングセンタ加工法	普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業
放電加工	数値制御形彫り放電加工法及びワイヤ放電加工法	数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	構造物鉄工作業法	構造物鉄工作業
建築板金	全科目	全科目
工場板金	曲げ板金加工法	曲げ板金作業
めつき	電気めつき作業法	電気めつき作業
アルミニウム陽極酸化処理	なし	なし
仕上げ	全科目	全科目
切削工具研削	工作機械用切削工具研削法	工作機械用切削工具研削作業
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て法	配電盤・制御盤組立て作業

鉄道車両製造・整備	内部ぎ装法、配管ぎ装法及び電気ぎ装法	内部ぎ装作業、配管ぎ装作業及び電気ぎ装作業
建設機械整備	なし	なし
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作法	婦人子供注文服製作作業
家具製作	家具手加工作業法	家具手加工作業
建具製作	木製建具手加工作業法	木製建具手加工作業
印刷	なし	なし
プラスチック成形	射出成形法	射出成形作業
強化プラスチック成形	積層成形法	手積み積層成形作業
石材施工	石張り施工法及び石積み施工法	石張り作業及び石積み作業
とび	なし	なし
左官	なし	なし
タイル張り	なし	なし
畳製作	なし	なし
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水施工法、アクリルゴム系塗膜防水施工法、シーリング防水施工法及びFRP防水施工法	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ施工法、木質系床仕上げ施工法、鋼製下地施工法及びボード仕上げ施工法	プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業
熱絶縁施工	全科目	全科目
サッシ施工	なし	なし
表装	壁装施工法	壁装作業
塗装	建築塗装法、金属塗装法及び噴霧塗装法	建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業
フラワー装飾	なし	なし

(2) 3級

3級の検定職種のうち前期に実施するものは、次の表の左欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものは、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
園芸装飾	なし	なし
造園	なし	なし
金属熱処理	全科目	全科目
機械加工	旋盤加工法、フライス盤加工法、研削盤加工法及びマシニングセンタ加工法	普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業
仕上げ	機械組立仕上げ法	機械組立仕上げ作業
機械検査	なし	なし
機械保全	全科目	全科目
電子機器組立て	なし	なし
建築大工	なし	なし
化学分析	なし	なし
塗装	金属塗装法	金属塗装作業
舞台機構調整	なし	なし
商品装飾展示	なし	なし
フラワー装飾	なし	なし

(3) 単一等級

単一等級の検定職種のうち前期に実施するものは、次の表の左欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものは、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
枠組壁建築	なし	なし
路面標示施工	全科目	全科目
塗料調色	なし	なし
産業洗浄	高圧洗浄法	高圧洗浄作業

2 試験科目

実技試験及び学科試験

3 実施期日

(1) 実技試験

ア 平成26年7月20日(日)に学科試験を実施する検定職種

平成26年6月4日(水)から同年8月10日(日)までの間において石川県職業能力開発協会の定める日

イ アの試験日以外の日に学科試験を実施する検定職種

平成26年6月4日(水)から同年9月9日(火)までの間において石川県職業能力開発協会の定める日

(2) 学科試験

検 定 職 種	実 施 日
ア 3級 園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、建築大工、化学分析、塗装、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾	平成26年7月20日(日)
ア 1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装 イ 3級 金属熱処理 ウ 単一等級 産業洗浄	平成26年8月24日(日)
ア 1級及び2級 機械加工、鉄工、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作及び内装仕上げ施工	平成26年8月31日(日)
ア 1級及び2級 鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、強化プラスチック成形、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾 イ 単一等級 枠組壁建築、路面標示施工及び塗料調色	平成26年9月7日(日)

4 実施場所

石川県職業能力開発協会から各受検申請者に別途通知する。

5 実技試験問題の公表

平成26年5月28日(水)に石川県職業能力開発協会の掲示板に掲示するとともに、石川県職業能力開発協会から各受検申請者宛に送付する。ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがある。

6 受検申請の手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その試験免除を受けることができる者であることを証する書面

ウ 手数料(検定職種ごとに石川県手数料条例(平成12年石川県条例第7号)で定める金額)

(2) 提出先

石川県職業能力開発協会

〒920-0862 金沢市芳斉1丁目15番15号 石川県職業能力開発プラザ3階

電話番号 076-262-9020

提出書類等を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(3) 受付期間

平成26年4月7日(月)から同年4月18日(金)まで。ただし、郵送による場合は、当該期間の消印があるものを受け付ける。

(4) 申請書の用紙及び受検案内の配布

申請書の用紙及び受検案内は、石川県職業能力開発協会にて配布する。なお、申請書の用紙の郵送を希望する場合は、封筒に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒(角2号程度で宛先を記入し、200円分の切手(平成26年4月1日以降は、205円分の切手)を貼ったもの)を同封の上、(2)まで郵便で請求すること。

(5) 注意事項

ア 技能検定は、働く者の職業能力を評価する試験であるので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となる。

イ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受けることができる者に係る受検申請については、1に掲げる検定職種以外の検定職種(指定試験機関が実施する検定職種を除く。)であっても受け付ける。

ウ 納付された手数料は、原則返還しない。

7 合格発表の日時、方法等

(1) 日時

ア 平成26年7月20日(日)に学科試験を実施する検定職種

平成26年8月22日(金)

イ アの試験日以外の日に学科試験を実施する検定職種

平成26年10月3日(金)

(2) 方法

石川県公報に合格者の受検番号を掲示するほか、書面で通知する。また、実技試験又は学科試験のいずれかのみ合格した者については、石川県職業能力開発協会からその旨を通知する。

(3) 合格証書等の交付

1級及び単一等級の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の合格者には石川県知事名の合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

8 得点の簡易開示

受検者本人の口頭による申出があった場合、石川県個人情報保護条例(平成15年石川県条例第2号)第23条の規定に基づく開示請求の特例(以下「簡易開示」という。)により、得点の開示を行う。

(1) 簡易開示を実施する場所

石川県商工労働部労働企画課

(2) 簡易開示を実施する期間及び時間

ア 期間

合格発表の日から起算して1箇月間(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

イ 時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 本人であることを確認するために提示を求める書類

運転免許証、旅券等官公署の発行する本人の写真が貼り付けられた証明書

(4) その他

本人の法定代理人は、簡易開示できない。

9 問合せ先

- (1) 合格発表についての問合せ先
石川県商工労働部労働企画課
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
電話番号 076-225-1533
- (2) 受検申請の手続その他試験に関する詳細についての問合せ先
石川県職業能力開発協会
〒920-0862 金沢市芳齊1丁目15番15号 石川県職業能力開発プラザ3階
電話番号 076-262-9020

平成26年度随時技能検定実施公告

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、平成26年度随時技能検定の実施について、次のとおり公告する。

平成26年3月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 等級別の実施検定職種

(1) 3級

3級の検定職種のうち前期(平成26年4月1日から同年9月30日までの期間をいう。以下同じ。)又は後期(平成26年10月1日から平成27年3月31日までの期間をいう。以下同じ。)の期間にかかわらず随時実施するものは、次の表の左欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち、受検者が選択するものは、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	全科目	全科目
鋳造	全科目	全科目
鍛造	全科目	全科目
機械加工	旋盤加工法及びフライス盤加工法	普通旋盤作業及びフライス盤作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	なし	なし
建築板金	ダクト板金施工法	ダクト板金作業
工場板金	機械板金加工法	機械板金作業
めつき	全科目	全科目
アルミニウム陽極酸化処理	なし	なし
仕上げ	全科目	全科目
機械検査	なし	なし
ダイカスト	なし	全科目
機械保全	機械系保全法	機械系保全作業
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	回転電機組立て法、変圧器組立て法、配電盤・制御盤組立て法、開閉制御器具組立て法及び回転電機巻線製作法	回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業
プリント配線板製造	全科目	全科目
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
染色	全科目	全科目
ニット製品製造	全科目	全科目
婦人子供服製造	なし	なし
紳士服製造	なし	なし
寝具製作	なし	なし

帆布製品製造	なし	なし
布はく縫製	なし	なし
家具製作	なし	なし
建具製作	なし	なし
紙器・段ボール箱製造	全科目	全科目
印刷	なし	なし
製本	なし	なし
プラスチック成形	全科目	全科目
強化プラスチック成形	なし	なし
石材施工	全科目	全科目
パン製造	なし	なし
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	なし	なし
水産練り製品製造	なし	なし
建築大工	なし	なし
かわらぶき	なし	なし
とび	なし	なし
左官	なし	なし
タイル張り	なし	なし
配管	全科目	全科目
型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	なし
コンクリート圧送施工	なし	なし
防水施工	なし	なし
内装仕上げ施工	全科目	全科目
熱絶縁施工	なし	なし
サッシ施工	なし	なし
ウエルポイント施工	なし	なし
表装	なし	なし
塗装	建築塗装法、金属塗装法、鋼橋塗装法及び噴霧塗装法	建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業
工業包装	なし	なし

備考

この表に掲げる検定職種の試験については、当該検定職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り受けることができるものとする。

(2) 基礎1級及び基礎2級

基礎1級及び基礎2級の検定職種のうち前期又は後期の期間にかかわらず随時実施するものは、以下のとおりとする。

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

2 試験科目

実技試験及び学科試験

3 実施期日

実技試験及び学科試験とも平成26年4月1日(火)から平成27年3月31日(火)までの間において石川県職業能力開発協会が別途定める日

4 実施場所

石川県職業能力開発協会から各受検申請者に別途通知する。

5 実技試験問題の公表

あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがある。

6 受検申請の手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 手数料(検定職種ごとに石川県手数料条例(平成12年石川県条例第7号)で定める金額)

(2) 提出先

石川県職業能力開発協会

〒920-0862 金沢市芳斉1丁目15番15号 石川県職業能力開発プラザ3階

電話番号 076-262-9020

申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(3) 受付期間

原則として、受検を希望する期日の30日前まで受け付ける。

(4) 申請書の用紙の配布

申請書の用紙は、石川県職業能力開発協会にて配布する。なお、申請書の用紙の郵送を希望する場合は、封筒に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒(角2号程度で宛先を記入し、200円分の切手(平成26年4月1日以降は、205円分の切手)を貼ったもの)を同封の上、(2)まで郵便で請求すること。

7 合格証書等の交付

(1) 合格証書等の交付等

合格者には石川県知事名の合格証書が、3級の合格者には厚生労働大臣から技能士章が交付される。

(2) 合格通知

合格した者には、県が書面で通知する。また、実技試験又は学科試験のいずれかのみ合格した者については、石川県職業能力開発協会が書面で通知する。

8 得点の簡易開示

受検者本人の口頭による申出があった場合、石川県個人情報保護条例(平成15年石川県条例第2号)第23条の規定に基づく開示請求の特例(以下「簡易開示」という。)により、得点の開示を行う。

(1) 簡易開示を実施する場所

石川県商工労働部労働企画課

(2) 簡易開示を実施する期間及び時間

ア 期間

合格の日から起算して1箇月間(ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平成26年12月29日から平成27年1月3日までの間を除く。)

イ 時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 本人であることを確認するために提示を求める書類

運転免許証、旅券等官公署の発行する本人の写真が貼り付けられた証明書

(4) その他

本人の法定代理人は、簡易開示できない。

9 その他

この公告の3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定は、外国人を対象とした研修成果の評価又は修得技能等の認定に活用されるものである。

10 問合せ先

- (1) 合格発表についての問合せ先
石川県商工労働部労働企画課
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
電話番号 076-225-1533
- (2) 受検申請の手続その他試験に関する詳細についての問合せ先
石川県職業能力開発協会
〒920-0862 金沢市芳斉1丁目15番15号 石川県職業能力開発プラザ3階
電話番号 076-262-9020